省　令

○厚生労働省令第百十号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、並びに確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第三条第四項第四号及び第五条第一項の規定に基づき、確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（規約の承認の申請） **第三条**　（略） 2　法第三条第四項第四号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一～三　（略） 四　企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは過半数代表者と法第三条第三項第一号に規定する事業主（次項、第十二条の二第一項、第三十九条第一項第五号及び第二項、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。）との協議の経緯を明らかにする書類 五・六　（略） 3・4　（略） （削る） **第三条の二**　（略）	（規約の承認の申請） **第三条**　（略） 2　法第三条第四項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一～三　（略） 四　企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは過半数代表者と法第三条第三項第一号に規定する事業主（次項、次条第一項、第十二条の二第一項、第三十九条第一項第五号及び第二項、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。）との協議の経緯を明らかにする書類 五・六　（略） 3・4　（略） **第三条の二**　簡易企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所の事業主が、法第三条第四項の申請をするときは、実施しようとする企業型年金が同条第五項に規定する要件に適合していることを証する書類を添付するものとする。 2　法第三条第五項の厚生労働省令で定める書類は、前条第二項第一号及び第五号に掲げる書類とする。 **第三条の三**　（略）
（規約の軽微な変更等） **第五条**　法第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。 一～十八　（略） 2　（略） （規約の変更の承認の申請） **第六条**　法第五条第一項の企業型年金規約の変更の承認の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。 一　（略） （削る） 二～七　（略） 2・3　（略） （削る）	（規約の軽微な変更等） **第五条**　法第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。ただし、第四号及び第九号から第十二号までに掲げる事項の変更については、簡易企業型年金を実施する場合に限る。 一～十八　（略） 2　（略） （規約の変更の承認の申請） **第六条**　法第五条第一項の企業型年金規約の変更の承認の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。 一　（略） 二　法第七条第一項の規定による確定拠出年金運営管理機関への委託（同条第二項の規定による再委託を含む。）に関する事項の変更にあっては、当該委託に係る契約書 三　法第八条第一項の規定による資産管理契約に関する事項の変更にあっては、当該契約の契約書 四～九　（略） 2・3　（略） **第六条の二**　簡易企業型年金を実施する事業主が、前条第一項の申請をするときは、同項第二号、第三号、第五号及び第八号に掲げる書類の添付を省略することができる。 2　簡易企業型年金を実施しようとする事業主が、前条第一項の申請をするときは、実施する企業型年金が法第三条第五項各号に掲げる要件に適合していることを証する書類を添付するものとする。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省令第百六号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之